

平成27年度包括外部監査の結果・意見に基づき講じた措置の状況

指摘	28
意見	43
計	71

措置対応所属別対応数

	担当所属	合計	結果(指摘)				意見			
			合計	措置の進捗状況			合計	措置の進捗状況		
				措置済	実施中	今後対応		措置済	実施中	今後対応
県単独所属	管財課	2	0				2	2		
	地域スポーツ課	4	0				4	4		
	文化振興課 (平成29年度以降：文化創造課)	6	3	3			3	3		
	障害福祉課	6	3	3			3	3		
	産業技術課	9	4	4			5	5		
	地域産業課	9	5	5			4	4		
	都市公園課	25	10	10			15	15		
県複数所属	管財課、都市公園課	1	0				1	1		
	地域スポーツ課、障害福祉課	1	1	1			0			
	健康福祉政策課、社会教育文化課	1	0				1	1		
	産業技術課、地域産業課、都市公園課	1	1	1			0			
	文化振興課、産業技術課、都市公園課	1	0				1	1		
	文化振興課、産業技術課、地域産業課、都市公園課	1	1	1			0			
	地域スポーツ課、文化振興課、産業技術課、地域産業課、都市公園課	3	0				3	3		
	地域スポーツ課、文化振興課、障害福祉課、産業技術課、地域産業課、都市公園課	1	0				1	1		
総計	71	28	28	0	0	43	43	0	0	

【措置済】・・・措置が既に行われた状態もしくは、合理的な理由により対応しないもの

【実施中】・・・措置が現在進行形で行われている状態

【今後対応】・・・措置の方向性が決定されておらず、検討中の状態

平成27年度包括外部監査の結果・意見に基づき講じた措置の状況

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載 頁	進捗状 況	措置報告 年度	措置等の内容	担当所属
1	意見	【意見】 指定管理者制度導入についての継続的検討 指定管理者制度導入に関して、定期的に適用の可能性を検討することが望まれます。	31	措置済	平成28年度	引き続き、指定管理者制度導入の可能性について、定期的に検討を行っていく。	健康福祉政策課
			31・38	措置済	平成28年度	5月25日の高山陣屋運営懇話会において出席者に意見を聞いたところ、指定管理者制度を導入しないという意見だった。	社会教育文化課
2	意見	【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認 申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。 また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。	56・70	措置済	平成28年度	申請時事業計画書と年度事業計画書の提案項目を記載したチェックリストを作成し、業務完了後の事業報告書の内容を確認したうえで実施状況のチェックを行った。 なお、未実施項目があった場合については、翌年度に実施してもらうよう指導を行う。	地域スポーツ課
			56・78 ～79	措置済	令和4年度	・提案項目の実施状況について、チェックリストを利用して網羅的にチェックを行うこととした。	文化創造課
			56・90	措置済	平成28年度	申請時事業計画の提案項目に対して、予め作成したチェックリストに基づくチェックを実施し、事業計画書・事業報告書と併せて保管している。	障害福祉課
			56・104	措置済	平成28年度	チェック表を作成し、4半期検査(平成28年6月実施)において事業の実施状況を確認した。	産業技術課
			56・115	措置済	平成28年度	四半期立入調査の確認シートを、年度計画書の内容を確認できる様式へ変更した。	地域産業課
			56・131	措置済	平成28年度	平成28年度から、事業計画書の網羅的な一覧表を作成し、指定管理者による自己点検の上、月次業務確認において県と指定管理者とでお互いに進捗状況を確認している。	都市公園課 指定管理者
			56・144	措置済	平成28年度	平成28年度から、事業計画書の網羅的な一覧表を作成し、指定管理者による自己点検の上、月次業務確認において県と指定管理者とでお互いに進捗状況を確認している。	都市公園課
			56・157	措置済	平成28年度	平成28年度から、事業計画書の網羅的な一覧表を作成し、指定管理者による自己点検の上、月次業務確認において県と指定管理者とでお互いに進捗状況を確認している。	都市公園課 指定管理者

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
3	意見	【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ 年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。	56・70	措置済	平成28年度	意見について、以下のとおり報告を受けた。 年度事業計画書の作成にあたって、申請時に提案した内容を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込んだ。 また、事業報告書については、年度事業計画書と関連付けた上で作成した。	指定管理者 (地域スポーツ課)
			56・79	措置済	令和2年度	【岐阜県民ふれあい会館】 ・申請時事業計画書で提案した事業の実施計画を確認できるよう、同計画書に記載した事業構成(事業内容)にあわせた年度事業計画書を作成した。 ・また、年度事業計画書の実施状況を分かり易く説明できるように、同計画書の内容にあわせた年度事業報告書を作成した。	指定管理者 (文化創造課)
			56・104	措置済	平成28年度	・また、年度事業計画書の実施状況を分かり易く説明できるように、同計画書の内容にあわせた年度事業報告書を作成した。	指定管理者 (産業技術課)
			56・115	措置済	平成30年度	平成29年度の事業計画書より、申請時事業計画書の提案を項目ごとに整理し、それぞれの達成に向けた具体的内容を関連付けたものとして策定している。また、事業報告書についても、事業計画書に沿った形の報告書として作成することにより、計画に対する実績が分かりやすい形で整理を行った。	指定管理者 (地域産業課)
			56・131 ～132	措置済	平成28年度	意見について、以下のとおり報告を受けた。 平成27年度実績にかかる事業報告書から、事業計画書で示した項目に沿って作成することで、計画に対する実績を説明できるよう対応した。 また、平成28年度事業計画書の作成にあたり、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた内容を落とし込んだ。	指定管理者 (都市公園課)
			56・145	措置済	平成28年度	意見について、以下のとおり報告を受けた。 平成27年度実績にかかる事業報告書から、事業計画書で示した項目に沿って作成することで、計画に対する実績を説明できるよう対応した。 また、平成28年度事業計画書の作成にあたり、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた内容を落とし込んだ。	指定管理者 (都市公園課)
			56・156	措置済	平成28年度	意見について、以下のとおり報告を受けた。 平成27年度実績にかかる事業報告書から、事業計画書で示した項目に沿って作成することで、計画に対する実績を説明できるよう対応した。 また、平成28年度事業計画書の作成にあたり、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた内容を落とし込んだ。	指定管理者 (都市公園課)

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
4	意見	<p>【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認 月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況に関しても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。 年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受ける体制を整備することが望まれます。</p>	57・71	措置済	平成28年度	収支報告について、月次報告書に記載するよう指示した。	地域スポーツ課
			57・79	措置済	平成29年度	施設の性質上、収入面では、事業計画に大きく影響するのは「利用料金」であるため、毎月報告を受けている。 また、支出面では、平成29年度から、「光熱水費」を四半期ごとに報告する旨、業務仕様書に加えた。	文化振興課
			57・105	措置済	平成28年度	半期ごとに収支状況を確認することとし、平成28年3月に検査実施した。	産業技術課
			57・116	措置済	平成29年度	年度計画の進捗を把握するにあたり、指標となる項目として貸館施設利用料収入、作陶館利用料収入、光熱水費を確認することとし、貸館施設利用料収入、作陶館利用料金収入については毎月提出される業務報告書により、光熱水費については年4回の定期検査において収支状況に関する書類(損益予算実績)を受領し、確認を行うこととした。	地域産業課
			57・132	措置済	平成28年度	毎月の収支状況を確認している。 確認時期としては、業務確認時には、前月分収支確定前であるため、確定後、前々月分の収支状況について報告を受け、確認している。	都市公園課
			57・146	措置済	平成28年度	毎月の収支状況を確認している。 確認時期としては、業務確認時には、前月分収支確定前であるため、確定後、前々月分の収支状況について報告を受け、確認している。	都市公園課
			57・157	措置済	平成28年度	毎月の収支状況を確認している。 確認時期としては、業務確認時には、前月分収支確定前であるため、確定後、前々月分の収支状況について報告を受け、確認している。	都市公園課
5	意見	<p>【意見】 評価員会議の評価結果への対応 評価員会議の意見については、県と指定管理者との間で協議を行うとともに、年度事業計画書や月次業務報告書において、対応の進捗状況や成果に係る項目を設けるなどして、具体的な対応、効果などを適時確認できるような体制づくりが望まれます。</p>	58・133	措置済	平成28年度	月次業務報告書の書式として、評価員会議での意見とその対応状況を記載するものを新たに作成したため、同書式により進捗管理している。	都市公園課 指定管理者
			58・147	措置済	平成28年度	月次業務報告書の書式として、評価員会議での意見とその対応状況を記載するものを新たに作成したため、同書式により進捗管理している。	都市公園課 指定管理者
			58・158	措置済	平成28年度	月次業務報告書の書式として、評価員会議での意見とその対応状況を記載するものを新たに作成したため、同書式により進捗管理している。	都市公園課 指定管理者

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
6	意見	【意見】 指定管理者交代の場合の手続きの明確化 業務を引継ぐにあたっては、所管課が主体的に現指定管理者と次期指定管理者との間に入り、引継ぎが適切に実施できるように努めることが望まれます。 引継ぐべき項目について、確実に対応を行うためには、協定書に「引継ぎの項目については別途協議する。」等条項を設け、実際に引継ぎ業務が発生した場合に、適時適切に関与することが望まれます。	58	措置済	平成28年度	基本協定書における業務引継ぎに関する記載の見直しを行った。	管財課
			58・118 ～119	措置済	平成28年度	指定管理者の交代がある場合は、新旧指定管理者の要望等を聞き取り、県が間に入って定期的に引継ぎに関する協議を実施することとする。	都市公園課
7	意見	【意見】 稼働率算定の根拠の記載と定性情報による補足の実施 施設の性質、利用形態は個々の施設により異なるため、一律的な対応はできないと思われませんが、稼働率をどのように算定しているかを注記する等の対応が望まれます。	59	措置済	平成28年度	H27年度事業報告書より、稼働率の根拠を注記することとした旨、報告を受けた。	指定管理者 (地域スポーツ課)
				措置済	平成28年度	事業報告書の欄外に計算式を明記するなどして、計算方法が引き継がれるよう工夫を講じた旨、報告を受けた。 なお、文化振興課が所管している指定管理施設については、稼働率の計算方法は共通している。(稼働日数÷開館日数(点検日等除く))	指定管理者 (文化振興課)
				措置済	平成28年度	従来より稼働率算定の根拠を月報に記載している旨、報告を受けた。	指定管理者(産業 技術課)
				措置済	平成29年度	平成28年度事業報告書において稼働率の算出方法を注記により表示した。また、平成29年度業務報告書からは、午前・午後・夜間という貸出区分ごとの稼働率を算定することとした。	指定管理者 (地域産業課)
				措置済	平成28年度	意見について、以下のとおり報告を受けた。 定員がないため稼働率の算定はしていないが、毎日、公園の入園者数を集計しており、経年比較することで推移を分析するとともに、次年度の入園者数目標算出の計画指標としている。	指定管理者 (都市公園課)
				措置済	平成28年度	意見について、以下のとおり報告を受けた。 定員がないため稼働率の算定はしていないが、毎日、公園の入園者数を集計しており、経年比較することで推移を分析するとともに、次年度の入園者数目標算出の計画指標としている。	指定管理者 (都市公園課)
				措置済	平成28年度	意見について、以下のとおり報告を受けた。 定員がないため稼働率の算定はしていないが、毎日、公園の入園者数を集計しており、経年比較することで推移を分析するとともに、次年度の入園者数目標算出の計画指標としている。	指定管理者 (都市公園課)

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
8	指摘	【指摘】有効活用不能な物品の処分未実施 現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえ、使用見込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。	62～63、82～83	措置済	平成28年度	指摘の趣旨を踏まえ、平成28年度に備品の現物実査を行い、使用見込みがない備品等について、不用決定及び処分を済ませた。	文化振興課
			62～63、109～110	措置済	平成28年度	活用不能な物品について、管理物件一覧から除外した。	産業技術課
			62～63、122	措置済	平成29年度	平成28年度の現物実査により不用物品の洗い出しを行い、一覧表を作成し、順次、管理替え、処分等を行った。	地域産業課
			62～63、139	措置済	平成28年度	使用見込みのない遊休物品については、不用決定及び処分を行った。	都市公園課
			62～63、161	措置済	平成28年度	使用見込みのない遊休物品については、不用決定及び処分を行った。	都市公園課
9	意見	【意見】帳簿記載の変更状況の把握と責任の明確化 基本となる帳簿類は、取引の発生の事実に基づいて内容を確定させることが重要であることから、書換え不能の筆記具を利用して記載するとともに、訂正を行うにあたっては、誰の責任において訂正したかが判別できるよう、訂正印を押印することが望まれます。	71	措置済	平成28年度	帳簿類への記載については、ボールペン等インク使用のペンで記載し、訂正の必要が生じた場合は、訂正する者が訂正印を押印することとした旨、報告を受けた。 平成28年5月の実地調査において、適正に処理されていることを確認した。	指定管理者 (地域スポーツ課)
10	意見	【意見】駐車場利用券受払簿の確認と実査の体制 駐車場利用券は金券であることから、現金預金に準じて管理することが望まれます。 帳簿記録の信頼性を確保するうえでは、受払簿の記録は、定期的に管理者による内容の確認を受けるとともに、牽制の意味からも、管理者が適宜、残高の実査を行う体制を整備することが望まれます。	71～72	措置済	平成28年度	駐車場利用券については、現金に準じた管理として鍵付の金庫に保管することとし、また、「駐車場利用券受払簿」の作成にあたっては、特定の担当者が行うと共に、毎月、在庫数の突合せを行い、管理者による確認をすることとした旨、報告を受けた。 平成28年5月の実地調査において、適正に管理されていることを確認した。	指定管理者 (地域スポーツ課)
11	意見	【意見】回収した駐車場利用券の処理の第三者確認 駐車場利用券は金券であることから、回収利用券の再利用の判断にあたっては、管理者の確認を受けたうえで、再利用分は利用分として受入処理を行うとともに、破棄分は再利用できないように破棄等の処理を行うことが望まれます。	72	措置済	平成28年度	回収利用券の再利用の判断は、管理者の確認を受けるとし、また、再利用分は利用分として受入処理すると共に、破棄分は再利用ができない処理をすることとした旨、報告を受けた。 平成28年5月の実地調査において、適正に処理されていることを確認した。	指定管理者 (地域スポーツ課)

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
12	指摘	【指摘】経費の勘定科目誤り スポーツドクター、看護師への謝金、これらの振込手数料、派遣社員の派遣元への支払は(公財)岐阜県体育協会の職員でない者に関する支払であるため、人件費以外の勘定科目を使用する必要があります。	72	措置済	平成28年度	指摘事項について、以下のとおり報告を受けた。 今後は諸謝金・手数料・委託料といった適切な勘定科目を使用することとし、平成28年度の収支計画において適正な勘定科目を使用した。	指定管理者 (地域スポーツ課)
		【指摘】経費の勘定科目誤り 平成26年度の事業報告書上、自主事業である日中一時支援事業に関する経費は全額人件費でしたが、当該人件費の算出資料においては、内訳は人件費と給食費でした。 本来、給食費は人件費ではなく事業費として処理・報告すべきであり、正しい科目で処理する必要があります。	94	措置済	平成28年度	指定管理者から経理規程の再確認と、規程に基づいた処理の徹底を図る旨、報告を受け、県による現地確認において会計書類の整合性を確認した。 (現地確認日)・平成28年3月17日 ・平成28年5月27日	指定管理者(障害福祉課)
13	意見	【意見】報告書の修正時の対応 報告書の訂正を行う場合には、訂正印を押印することにより、誰の責任において変更を行ったかを明確にするか、報告書を再作成のうえ、所定の承認を得て提出することが望まれます。	73	措置済	平成28年度	報告書の訂正を行う場合は、責任者の訂正印を押印するか、報告書を再作成するよう指示した。	地域スポーツ課
14	指摘	【指摘】利用料金規程の県への未提出 指定管理者は、利用料金の額及び納付方法の詳細(減免の基準を含む。)について定めた利用料金規程を整備するとともに、利用料金規程を指定期間の開始前に県に届け出ることが必要です。 また、県は、届出事項について、届出が行われているかを確認する必要があります。	80	措置済	平成28年度	平成28年3月10日付で、指定管理者から利用料金規程の届出を受けた。	文化振興課 指定管理者
15	意見	【意見】未交付チケットの販売伝票への貼付 チケットの販売枚数と収入金額の関連を網羅的に把握するうえで、当日キャンセルとなったチケットを販売伝票に貼付し、キャンセル分として綴っておくことにより、チケット販売と収入額の検証を網羅的に行うことが望まれます。	80	措置済	平成28年度	平成28年5月20日に実施した現地調査にて伝票確認済みである。	指定管理者(文化振興課)
16	意見	【意見】無料シャトルバスの運行に係る合意書未整備 無料シャトルバスの運行内容について、指定管理者と運行会社間で、書面での日時や本数等の合意を行うことが望まれます。	81	措置済	平成28年度	平成28年4月1日に書面合意されていることを、平成28年6月17日に現地調査にて確認済みである。	指定管理者(文化振興課)
17	指摘	【指摘】無料シャトルバスの運行に係る経費の負担者不適切 ふれあい会館の無料シャトルバスの運行は、自主企画事業であるコンサートの実施日のみ運行されており、指定管理業務のために行っているものですが、当該運行経費を指定管理者を構成するグループの代表構成員である会社が負担しており、指定管理業務に係る経費として扱っていません。 無料シャトルバスの運行は本来、指定管理業務に関連付けて認識すべき事業であり、運行経費は指定管理者が負担する必要があります。	81	措置済	平成28年度	シャトルバスの運行経費について、指定管理業務に係る経費としたことを、平成28年6月17日に現地調査にて確認した。	指定管理者(文化振興課)

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
18	意見	【意見】 使用見込みのない銀行口座の整理 長期にわたり使用されていない口座については、今後の使用見込みの有無の判断を行うとともに、使用が見込まれない場合には、解約することが望まれます。	81	措置済	平成28年度	平成28年6月17日に現地調査にて解約されたことを確認済みである。	指定管理者(文化振興課)
19	指摘	【指摘】 現物実査で突合せできなかった物品の報告未実施 現物と物品の一覧表との突合せができなかった物品については、「物品の現物実査実施要領」に基づいて、その都度、実査担当者は「現物実査結果報告書」により現物実査実施機関の出納員に不突合の事実、原因について報告し、報告を受けた出納員はその内容を確認し、「〇年度現物実査の結果について」により現物実査実施機関の長に報告を行うことが必要です。	85	措置済	平成28年度	物品の悉皆調査を行い、物品一覧表の整理を実施した。 不突合となった物品については、「物品の現物実査実施要領」に基づいて、不突合の事実、原因を整理の上、出納員へ報告し、出納員から所属長へ報告を行った。	文化振興課
20	意見	【意見】 事業報告書の記載内容の確認 事業報告書に関しては、指定管理者が責任を持って確認したうえで提出するとともに、所管課、評価委員などの関係者も、事業報告書の記載内容を十分に吟味することが望まれます。	91	措置済	平成28年度	事業報告書に関しては、指定管理者による二重チェックを徹底するとともに、所管課においても複数人での確認を実施している。	障害福祉課 指定管理者
21	意見	【意見】 月次業務報告書の様式の検討 月次業務報告書には提出日の記載がありませんでしたが、期限内に適時に報告されたことを明確にする意味でも、提出日を記載することが望まれます。 また、行事や会議など月により実施状況が異なる項目については、実施未実施の状況確認が容易にとれるよう様式の統一を図ることが望まれます。 更に、利用料金の状況については、年度計画に対する進捗状況を確認する観点からは、単月の金額だけでなく累計額も報告することが望まれます。	91	措置済	平成28年度	月次報告書の様式を見直し、提出日や利用料金累計額の記載、行事・会議実績の記載方法の統一を図っている。	障害福祉課
22	指摘	【指摘】 施設利用料金の書面による承認の実施 岐阜県陽光園管理運営協定書に従って、利用料金について書面による県の承認を受けることが必要です。	92	措置済	平成28年度	協議・承認を要する事項を再確認するとともに、平成28年度の利用料金等について書面による県の承認を行うなど事務処理の徹底を図った。	障害福祉課 指定管理者
23	意見	【意見】 申請書類と運用書類の関連性の確保 指定管理者が申請にあたって提案した事項が達成されているかについては、指定管理者も、県も状況を把握することが管理運営上望まれます。 そのため、申請時の書式と実際の施設管理に利用している書式を可能な範囲で共通化するとともに、書式が異なる場合には、その関連が確認しやすい形で運用を進めることが望まれます。	92～93	措置済	平成28年度	指定管理者から、申請時事業計画と運用書類の表現等を共通化させるとともに、変更があった際は対比表を作成し、関連性を容易に確認できるよう整理する旨、報告を受け、県による現地確認において、対応されていることを確認した。 (現地確認日)・平成28年3月17日 ・平成28年5月27日	指定管理者(障害福祉課)

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
24	指摘	【指摘】 サービス区分別会計単位の未設定 社会福祉法人会計基準が求める会計区分のうち拠点区分は設けられていますが、指定障害福祉サービス事業とその他の事業が一つの会計で管理されているため、会計基準に従ってサービス区分を設定する必要があります。	93	措置済	平成29年度	指摘事項について、以下のとおり確認した。 指定管理者は平成28年度中に、一会計で管理していた「指定障害福祉サービス事業」と「その他の事業」の実施項目の仕分け作業を行い、事業ごとに分類した。また、新たに制定した「経理規程細則（H29.4.1施行）」の中で会計基準に従ったサービス区分を設定し、現在運用している。	指定管理者（障害福祉課）
25	指摘	【指摘】 備品台帳の記載の正確性未確認 備品台帳は総勘定元帳の補助簿に相当する帳簿であり、県福祉事業団の経理規程に基づき、備品台帳と総勘定元帳との整合性を確認する必要があります。	94～95	措置済	平成28年度	指定管理者から経理規程の再確認と、規程に基づいた処理の徹底を図る旨、報告を受け、県による現地確認において会計書類の整合性を確認した。 (現地確認日)・平成28年3月17日 ・平成28年5月27日	指定管理者（障害福祉課）
26	意見	【意見】 施設利用状況の設置目的との合致状況の検証 公の施設は設置目的が明確にされていることから、設置目的にかなった利用がなされているかについて、検証を行うことが望まれます。	102	措置済	平成28年度	月次報告書に利用団体・利用目的を追加し、設置目的にかなった利用がなされているか把握に努めている。	産業技術課
27	意見	【意見】 貸出施設のあり方の検討の実施 施設の設置目的を踏まえ、必要となる貸出施設の決定を行ったものと思われませんが、現状では、設備過剰といえる状況です。 開館から15年が経過し老朽化も進んでおり、施設の設置の趣旨を尊重する趣旨からは、会議室の絞り込み・転用についても検討することが望まれます。	103	措置済	平成28年度	施設利用者に対しアンケートを実施し、その結果を踏まえ科学技術振興センター運営協議会において議論を行った結果、会議室の利用率や転用ニーズの観点から現状どおりの運用が適切であるとの意見が多数であった。これを受け、部内でも検討を行い、貸出施設は現状どおりとして次期指定管理者の募集を行うこととした。	産業技術課
28	意見	【意見】 図書資料室及び資料の利活用方法の検討 現状の図書資料室は、施設の設置目的に基づいた利活用が行われているとはいえない状況です。 アクションプランから既に5年が経過しており、当センターの設立の趣旨である科学技術に関する研究開発、産学官の交流及び県民に対する情報提供を行うことを充足するうえでは、資料室の継続を含め、今後の方向性について再検討が望まれます。	103～104	措置済	平成28年度	施設利用者に対しアンケートを実施し、その結果を踏まえ科学技術振興センター運営協議会において議論を行った結果、図書資料室の存続を求める意見が多数であった。これを受け、部内でも検討を行い、図書資料室を存続し次期指定管理者の募集を行うこととした。	産業技術課
29	指摘	【指摘】 月次業務報告書の提出遅延 年度協定で定められた期限内に月次業務報告書を提出することが必要です。	105	措置済	平成28年度	指定管理者に期限内の提出を指示した。さらに、毎月期限内に提出できるよう改善した旨、報告を受けた。	指定管理者（産業技術課）
			116	措置済	平成28年度	報告書は各業務担当の集計により作成されるため、業務フローを見直し、毎月期限内に提出できるよう改善した旨、報告を受けた。	指定管理者（地域産業課）
			132	措置済	平成28年度	基本協定書に定める期限内に提出するよう徹底した。	指定管理者（都市公園課）

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
30	指摘	【指摘】 利用料金後納申請書の未作成 岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の定めに従って、利用料金後納申請書に基づいた承認を行うことが必要です。岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の定めが、本来あるべき運用に合致していない場合には、規則の変更を行うことが必要です。	106	措置済	平成28年度	岐阜県科学技術振興センター条例施行規則に従って、利用料金後納申請書を作成していることを確認した。	指定管理者(産業技術課)
31	指摘	【指摘】 運営協議会の未設置 基本協定書において、運営協議会の設置を要請している以上、運営協議会に関して必要な取決めを行うとともに、目的を踏まえて運営協議会を開催することが必要です。運営協議会自体が不要であると判断されるのであれば、基本協定書の見直しを行うことが必要です。	106	措置済	平成28年度	科学技術振興センターの関係団体による情報交換及び施設の利用促進を図るため、平成28年2月3日に協議会を開催した。	産業技術課 指定管理者
32	指摘	【指摘】 自主事業の位置づけの検討 岐阜県科学技術振興センターでは、駐車場の借上が実施する自主事業とされていますが、自主事業は指定管理業務の範囲外で、自己の責任において行う業務であり、本来、指定管理者としては、収支のバランスを考慮したうえで実施することが必要です。 駐車場の確保は、指定管理業務のために行っているものであり、費用負担のみが発生します。駐車場の借上は、指定管理業務に関連付けて認識すべき事業です。	107	措置済	平成28年度	指摘を踏まえ、科学技術振興センターに必要な駐車場の確保は指定管理者の自主事業ではなく、施設管理業務の範囲内と整理し、次期指定管理期間(H30~32)においては、県において駐車場の確保を行うことと改めた。	産業技術課
33	意見	【意見】 施設全体の収支の把握 施設全体の業務の状況の把握の視点からは、指定管理業務とされていない業務を含め、指定管理者がどのような業務を実施しているか、施設全体の収支がどうなっているかを把握することが望まれます。また、全体を把握することは、次回以降の指定管理者選定時における判断材料としても有効です。	108	措置済	平成28年度	自主事業の申請時に事業計画の提出を指示した。	産業技術課
34	指摘	【指摘】 所管課による事業報告書計上額の確認 事業報告書により正確な事業の実態を把握するためには、正しい会計記録に基づき事業報告が作成されることが必要です。 所管課は、指定管理者が会計記録に基づき適切に事業報告書を作成していることを確認することが必要です。	108	措置済	平成28年度	平成28年6月に実施した四半期検査において、指定管理者が会計記録に基づき適切に事業報告書を作成していることを確認した。	産業技術課
35	意見	【意見】 未入金一覧表に基づく債権管理 債権も備品や在庫と同様に、指定管理事業において管理すべき資産と認められます。債権管理に関する帳簿である未入金一覧表も整備しておくべき帳簿に含め、債権管理を適切に実施することが望まれます。	108~ 109	措置済	平成28年度	指定管理者に指示し、未入金一覧表を整備したことを確認した。	産業技術課 指定管理者

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
36	意見	【意見】 管理運営業務評価員会議開催の早期化と事業報告書の記載項目の検討 管理運営業務評価委員会議は、条例による年度の事業計画書の提出期限が基本協定により9月末と定められていることを踏まえ、7月末までには開催することが望まれます。 また、事業報告書に管理運営業務評価員会議でも必要とされる項目を織り込み、正式文書である事業報告書で説明責任を果たすことが望まれます。	117	措置済	平成28年度	H28年度第1回の評価員会議は7月1日に開催した。次年度以降も7月中に開催する。	地域産業課
37	指摘	【指摘】 利用日数の報告数値の不一致 業務報告書で報告される利用日数は、管理資料の正確性を確認したうえで、報告資料に反映させることが必要です。	117	措置済	平成28年度	基本となる管理資料が正確となるよう業務フローを見直し、業務報告書作成には毎月複数職員で確認するようにした旨、報告を受けた。	指定管理者(地域産業課)
38	指摘	【指摘】 使用料金管理資料と報告資料の整合性の確認未実施 使用料金管理資料に基づいて、県に利用料金の收受状況の報告を行うにあたっては、指定管理者は、作成資料の正確性の確認を行うとともに、会計帳簿との整合性の確認を行うことが必要です。	117～118	措置済	平成28年度	指摘事項について、以下のとおり報告を受けた。 基本となる利用料金管理資料には正確な利用料金が反映されるよう利用実績明細表を必ず確認し作成するとともに、業務報告には毎月複数職員で基本資料との確認を行うよう改善した。	指定管理者(地域産業課)
39	指摘	【指摘】 利用料金の收受状況の報告のための管理資料の保管不適切 県への利用料金の收受状況の報告にあたり、利用料金の收受状況の報告の基礎となる資料が確認できない状況にありました。 報告資料の基礎データについては、データの根拠を整然と説明できる形で、相当期間保管しておくことが必要です。 また、指定管理者として、資料の保管期間・保管方法を取決めておくことが必要です。	118	措置済	平成28年度	会計補助簿として作成していた施設使用料管理表を最終的に出力し、会計書類として保管するようにした旨、報告を受けた。	指定管理者(地域産業課)
40	指摘	【指摘】 施設利用料収入の報告数値の不一致 月次業務報告書の基礎となる使用料金管理資料は、利用の事実に基づいて把握・集計されるべきものであり、利用実績と整合させることが必要です。	118	措置済	平成28年度	指摘事項について、以下のとおり報告を受けた。 会計補助簿として作成していた施設使用料管理資料については、取引明細書及びキャンセル情報を確実に反映させるようにした。報告書については、毎月複数職員で基本資料との確認を行うよう改善した。	指定管理者(地域産業課)
41	意見	【意見】 附属施設設備等の利用料金の定め不適切 県は附属施設設備等の利用料金については、1品あたりの利用料金の上限のみを定めています。 県における条例、指定管理者の定める規程は、明確に判断ができ、誤ることなく運用できる形で定めることが望まれます。県は個々の備品に係る利用料金及び適用の単位を、指定管理者は適用区分を明確にする形で利用料金を定め、利用者等に対してわかりやすい形で提示することが望まれます。	119～120	措置済	平成28年度	個々の備品にかかる利用料金及び適用の単位について、県と指定管理者の間で再度確認を行った。また、利用者に対してはホームページ等にて利用料を明示するとともに、利用区分毎の料金であることを明示している。	地域産業課 指定管理者

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
42	意見	【意見】 作陶館の位置づけの明確化 所管課の判断では、作陶館は貸出施設ではないとのことですが、作陶館は管理運営業務仕様書において、貸出対象施設として区分されています。 作陶館の位置づけを明確にするとともに、統一した取扱いを行うことが望まれます。	120～121	措置済	平成28年度	作陶館は貸出施設ではないため、H28.4の変更協定締結時に仕様書から削除した。	地域産業課
43	指摘	【指摘】 施設の管理運営業務と自主事業間の取引の消去漏れ 自主事業会計から施設の管理運営業務会計へ支払う負担金は指定管理者内部での取引であり、外部に対する支出ではありません。 自主事業の支出、施設の管理運営業務の収入として計上したうえで、指定管理者全体の収支としては消去する必要があります。	121	措置済	平成28年度	平成27年度決算報告では、自主事業(物販等事業会計)からの負担金支出を内部間取引として消去し、誤りのないよう処理した旨、報告を受けた。	指定管理者(地域産業課)
44	意見	【意見】 共通費用の事業への配賦方針の明確化と結果の確認 事業別の損益計算書を作成するにあたっては、事業に共通する費用の配賦方針を明確にすることが望まれます。 配賦方針を理解するとともに、委託作業の結果についても確認する体制を整備することが望まれます。	123	措置済	平成28年度	事業に共通する費用については、これまでも事業内容を踏まえ、職員従事割合または面積割合により配賦してきたが、平成29年3月に委託先の税理士事務所と配賦方針を再確認し、次年度の配賦基準表を作成した。また、委託作業の結果については、会計担当者が税理士事務所から委託作業に関する結果報告を受け、その後、出納責任者が確認を行う体制を整備した。	指定管理者(地域産業課)
45	指摘	【指摘】 利用収入の計上額の妥当性の検証未実施 収入の計上は、個別業務の積上げに基づいて行われるべきものであり、指定管理施設において把握されている情報と会計帳簿との整合性を適時に確かめることが必要です。差異が生じている場合には、その要因を検証のうえ、必要な補正手続を実施することが必要です。	133	措置済	平成28年度	利用料金調書と会計システムの差異が認められた場合は、その時点で調査をおこない、必要な補正手続を行うこととした旨、報告を受けた。	指定管理者(都市公園課)
46	指摘	【指摘】 収入計上に係る根拠資料との整合性の確認未実施 資料の作成にあたっては、根拠資料との整合性を適時に確認することが必要です。	134	措置済	平成28年度	発券管理システムに計上される金額をもとに利用料金調書を作成する際、人為ミスがあったため、現在は二重チェックによる調書の検算を実施している旨、報告を受けた。	指定管理者(都市公園課)
47	意見	【意見】 主要帳票の作成者・確認(承認)者の明確化 利用収入調書は、収入の把握・管理に係る総括的な資料であり、重要な管理資料であることから、他の収入関連の書類と同じく、作成者・確認(承認)者及び各自が実施すべき事項を明確にするとともに、所定の手続が行われたか否かを書類上も明確にしておくことが望まれます。	134	措置済	平成28年度	今後は利用料金調書に、作成者、2重チェックの為の確認者、承認者の流れが明確になるよう書式を変更した旨、報告を受けた。	指定管理者(都市公園課)
48	意見	【意見】 要綱の改定と統一的な取扱い実施 要綱において、減免割合、申請書式等の基本的項目を定めることが望まれます。また、管理のための作成資料については、統一的な取扱いを行うことが望まれます。	134	措置済	平成28年度	意見について、以下のとおり報告を受けた。 利用料金の減免に関する規程を改定し、統一的な取扱いができるよう対応した。また申請様式等の管理資料もいくつかのパターンで対応できるよう改定した。	指定管理者(都市公園課)

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
49	意見	【意見】 利用区分の位置づけ明確化と統一的な取扱いの実施 利用者の利用区分を明確に位置づけ、あるべき区分で利用者数を把握するとともに、関連する資料間の数値の整合性にも配慮することが望まれます。	135	措置済	平成28年度	発券管理システムの集計項目とリンクするよう利用区分一覧を新たに作成し、区分を明確化した旨、報告を受けた。	指定管理者(都市公園課)
50	意見	【意見】 特別入園者に対する取扱いの明確化 指定管理者として、特別入園者に対する減免の方針を明確にするか、その都度、特別入園者としての取扱いに係る決裁資料を残しておくことが望まれます。	135	措置済	平成28年度	意見について、以下のとおり報告を受けた。 利用料金の減免に関する規程を改定し、統一的な取扱いができるよう対応した。また申請様式等の管理資料を統一し、決裁資料として保存することとした。	指定管理者(都市公園課)
51	意見	【意見】 申請書類の記載事項の適切な運用 施設利用申請書の記載項目のうち、いつ、誰が受付の許可を行ったかなどについては、施設の管理上、先方とのやり取りにおける責任関係を明確にするうえで不可欠な情報であると思われることから、申請書様式の〔公園記入欄〕は、必要に応じて様式を見直したうえで、漏れなく記載することが望まれます。	136	措置済	平成28年度	受付日、受付者等が明確になるようイベント毎の申請様式を改定し利用することとした旨、報告を受けた。	指定管理者(都市公園課)
52	意見	【意見】 施設利用申請書の未作成 指定管理者から持ちかけたイベントであっても、イベント実施にあたり、管理上、必要な事項をどのような様式で残しておくかを検討することが望まれます。	136	措置済	平成28年度	すべてのイベントで利用できるようイベント毎の申請様式を改定し利用することとした旨、報告を受けた。	指定管理者(都市公園課)
53	指摘	【指摘】 制限行為許可の指定管理者への通知漏れ 県と指定管理者との情報のやり取りが適切に行われていない結果、利用者が施設を利用するにあたり、心証を害したり、スムーズに利用手続ができないといった弊害も起こりうることから、県営公園管理事務の手引に従い、指定管理者に対する通知を確実に行うことが必要です。	136～137	措置済	平成28年度	制限行為許可の指定管理者への通知が適切になされるよう土木事務所に周知し、徹底させた。	都市公園課
54	指摘	【指摘】 施設の管理運営業務と自主事業の区分 施設の管理運営業務と自主事業の収支を区分把握し、事業ごとの評価が行えるよう、収入だけでなく支出についても区分することが必要です。 そもそも指定管理期間の最初の年度である平成23年度の事業計画書が提出された段階で、所管課である都市公園課側で自主事業の支出が区分されていない旨を指摘し、改善を求めるべきです。	137	措置済	平成28年度	平成28年度事業計画、業務確認、事業報告から、収入と同様に支出についても、指定管理事業と自主事業を区分している旨、報告を受けた。	指定管理者(都市公園課)
55	意見	【意見】 共同体構成員間の取引金額の根拠資料との照合未実施 県への報告数値の正確性を担保するため、共同体構成員間の取引金額について根拠資料と照合することが望まれます。	138	措置済	平成28年度	3ヶ月(6月・9月・12月・3月)毎に、構成員から代表企業へ出される請求書と構成員の仕入れ台帳(納品書)等で、照合を行っている旨、報告を受けた。	指定管理者(都市公園課)

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
56	指摘	【指摘】業務実績報告書の報告体制の整備及び確認の実施 土木事務所は、業務実績報告書において正確な報告を行うための体制を整えとともに、都市公園課は報告内容が妥当であるかを確認する必要があります。	140	措置済	平成28年度	月次業務報告の際に土木事務所とともに記載内容の確認を行い、土木事務所の報告については、複数の職員で確認を行っている旨、報告を受けた。	都市公園課
			162	措置済	平成28年度	月次業務報告の際に土木事務所とともに記載内容の確認を行い、土木事務所の報告については、複数の職員で確認を行っている旨、報告を受けた。	都市公園課
57	意見	【意見】事業収支シミュレーションの見直しの実施 申請時事業計画書の事業収支シミュレーションと比べて、平成26年度の実績は、収入・利益ともに大幅に増加しています。 当初のシミュレーションから大幅な乖離が認められることを踏まえ、事業収支シミュレーションの見直しの可否を検討するとともに、必要と認められた場合は、協定書の見直しについても検討することが望まれます。	144	措置済	令和5年度	新型コロナウイルス感染症による利用料金収入の減少、人件費上昇、燃料価格高騰、物価高騰を踏まえた収支計画の見直しをおこなった。	指定管理者(都市公園課)
58	意見	【意見】指定管理者審査委員会の意見への対応 指定管理者審査委員会の意見は、専門家により審査の過程で認識された事項であることから、適宜、県と指定管理者とで協議を行うとともに、その対応について、記録に残しておくことが望まれます。	145	措置済	平成28年度	月次業務報告書の書式として、指定管理者審査委員会での意見とその対応状況を記載するものとして、事業計画の網羅的な一覧表により進捗管理する旨、報告を受けた。	都市公園課 指定管理者
59	意見	【意見】アンケート手法の検討 繁忙期の来館者へのアンケートのみでは、アンケートの本来の目的は達成できないことから、申請時事業計画書に記載したとおり、周辺住民のニーズ調査を実施するなど、業務改善のヒントとなるような意見の収集を意識したアンケートを実施することが望まれます。	145～ 146	措置済	平成30年度	周辺住民のニーズを把握するため、平成30年2月3日から3月31日にかけて、来館頻度や来館目的などを対象としたモニターアンケート調査を実施した。	指定管理者(都市公園課)
60	意見	【意見】施設の展望に関する協議の実施 公の施設を、魅力ある施設として維持・発展させていくうえでは、ハード及びソフトの両面から、長期ビジョンの下に業務を遂行することが望まれます。 提案の実施の可否、投資に関する具体的な負担等について、両者の協議を進めることが望まれます。	147	措置済	令和3年度	各提案事項について協議を行い、ハード・ソフト両面から整備を行っています。	都市公園課 指定管理者
61	意見	【意見】前売券販売の取扱いの明確化 前売券販売についての取扱いを明確に定め、運用するとともに、前売券販売の履歴を確認しやすい体制を整え、会社として提示する条件に合理性が認められないようならばつきがないかを確認できるようにすることが望まれます。	148	措置済	平成28年度	申請様式を整備し、前売券販売に伴う社内申請書運用を開始した旨、報告を受けた。	指定管理者(都市公園課)

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
62	意見	【意見】 前売券販売の場合の売上計上時期の検討 販売された前売券について、返金の義務はないことから、チケットの引渡しをもって売上を計上していますが、本来の役務の提供は入館利用により行われること、レストラン利用の場合はチケット引渡し時点では前受金で処理し、利用に応じて売上を計上していることとの整合性を図る意味からも、入館券の売上計上基準を検討することが望まれます。	148	措置済	平成28年度	入館料の前売券について、指定管理者は税務上処理に則り売上金計上を行っている為、従前の計上基準を継続する旨、報告を受けた。	指定管理者(都市公園課)
63	指摘	【指摘】 個人サポーターの会員料金設定に係る県への申請漏れ 個人サポーターの会員料金について、県への申請が行われていません。当該制度及び会員料金について、県への申請を行うとともに、承認を受けることが必要です。	149	措置済	平成28年度	平成28年2月に申請を受け、承認した。	指定管理者(都市公園課)
64	指摘	【指摘】 月次業務報告書の運用不適切 基本協定書の定めに従った月次業務報告書の提出が行われていませんでした。県と指定管理者の間で月次業務報告書の位置づけを明確にする必要があります。また、基本協定書で定めた期限内に月次業務報告書を提出することが必要です。	157	措置済	平成28年度	基本協定書に定める期限内に提出するよう徹底した。	都市公園課 指定管理者
65	指摘	【指摘】 業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)の作成漏れ 月次の業務実績の確認を実施し、適切な対応が行われたことを明確にするため、業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)を漏れなく作成し、回議のうえ、保管しておくことが必要です。	158	措置済	平成28年度	月次の業務実績に係る実績報告書及び業務確認指導記録については、複数の職員で作成漏れがないか確認した。	都市公園課
66	指摘	【指摘】 募集要項における減免要件の記載漏れ 前指定管理者が減免の対応を行っていたことを踏まえ、新たな指定期間においても減免の対応を行うことが予想されたことから、募集要項において、指定管理者が公益上その他特別の理由があると認める場合には、利用料金を減免することができる旨を示すことが必要です。	159	措置済	平成29年度	次期指定管理者の公募に係る募集要項に、「指定管理者が公益上その他特別の理由があると認める場合には、利用料金を減免することができる」旨を記載した。	都市公園課
67	指摘	【指摘】 運営収支報告書に添付する確認書の未入手 9月末の運営収支報告書について、基本協定書で定められている税理士の資格を有する者が作成した確認書を適時に入手し、運営収支報告書に添付する必要があります。	160	措置済	平成28年度	基本協定書で定められているとおり、税理士が作成した確認書を運営収支報告書に添付した旨、報告を受けた。	指定管理者(都市公園課)
68	意見	【意見】 水道光熱費に関する合理的な按分基準の設定 水道光熱費は、発生額のすべてを施設の管理運営業務に負担させることは妥当ではなく、合理的な按分基準を設定して自主事業にも配分することが望まれます。 また、自主事業に関する支出の考え方や配分の基準等については、経理規程に定めておくことが望まれます。	160	措置済	平成28年度	平成28年度事業計画書から基準を決め按分を行った。	都市公園課 指定管理者

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
69	意見	【意見】 委員による採点の意図の明確化 選定過程の透明性向上のため、採点表にコメント欄を設け、なぜそのような評価となったかを記載してもらい、あるいは採点を審査項目ごとではなく審査の観点毎に細分化して実施する等、委員への負荷の程度も考慮したうえで、採点の意図がより明確になるような仕組みを作ることが望まれます。	173	措置済	平成28年度	平成28年度の選定から、採点にあたり、必要に応じて委員が意見を記入できるよう、採点表にコメント欄を設ける。	管財課
70	意見	【意見】 申請団体が1団体の場合の採点実施 申請団体が1団体の場合は、審査基準に基づいた採点が行われないことから、現状では、申請団体が審査項目を踏まえ、どのような強み弱みを持っているかなどについて、審査委員の意見が網羅的に確認されない可能性があります。 このため、申請団体が1団体のみであった場合でも採点を実施し、採点結果について、審査委員会で確認を行い、申請団体に対する細目協議にあたって考慮すべき事項の抽出にも役立てることが望まれます。	178	措置済	平成28年度	採点は、県の事前審査を通過した複数の申請団体の中から優先交渉権者を選定するため相対評価により実施していることから、これまで通り複数団体の場合のみ採点を行うこととするが、優先交渉権者等の選定後に、細目協議にあたって施設所管課が考慮すべき事項について、委員の意見を聴取する機会を設ける。	管財課
71	意見	【意見】 申請団体が1団体の場合の募集要項の検討 申請団体が1団体の場合、特定の条件が、申請団体の申請の妨げとなっている可能性があり、募集要項を見直すことにより、指定管理者制度の趣旨をより反映した状況での指定管理者の選定ができる環境が整えられる可能性もあります。 申請団体が1団体に限られている状況が続いているような場合には、指定管理者制度の趣旨を十分に発揮できるよう、より丁寧に募集要項の見直しを行うことが望まれます。	178	措置済	平成28年度	これまで申請団体が1団体だったことがないため、現状において意見内容に該当しないが、今年度指定管理者を募集するにあたって、申請団体が1団体の場合も想定し、意見の趣旨をふまえて募集要項を作成する。	文化振興課
				措置済	平成28年度	過去に申請団体が1団体であった例が無く、現状において意見内容に該当しないが、今後、申請団体が1団体となった場合は、意見内容を踏まえて、募集要項の見直しを検討する。	産業技術課
				措置済	平成28年度	過去に、申請団体が1団体であった事例があり、今後、またそのようなことがあった場合は、指定管理者制度の趣旨を十分に発揮できているものであるか、再度検討することとし、募集要項の見直しを行う。	都市公園課
				措置済	平成28年度	当課において、これまで意見にある事例はないがため、現状において意見内容に該当しないが、今後、このような場合は、指定管理者制度の趣旨を十分に発揮できているものであるか、再度検討することとし、募集要項の見直しを行う。	都市公園課